

## 公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学教育研究審議会規則

令和3年4月1日 規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学定款（以下「定款」という。）第21条第1項に規定する教育研究審議会（以下「教育研究審議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 教育研究審議会は、定款第24条に掲げる事項を審議する。

(定数)

第3条 教育研究審議会は、定款第21条第2項に掲げる者（以下「委員」という。）12人以内で構成する。

(任期)

第4条 定款第21条第2項第6号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(招集)

第5条 教育研究審議会は、定款第22条第1項及び第2項の規定に基づき、学長が招集する。

2 学長は、教育研究審議会を招集するときは、開催の1週間前までに、日時、場所、議題その他必要な事項を委員に通知しなければならない。ただし、急を要する場合はこの限りではない。

(議長)

第6条 教育研究審議会に議長を置き、学長をもって充てる。

2 学長が欠席の場合は、あらかじめ指名する委員が議長となる。

3 議長は、開会及び閉会を行い、会議の運営を主宰し、その秩序を維持する。

(会議)

第7条 教育研究審議会は、構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。

2 教育研究審議会の開催に当たっては、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンライン」という。）を活用することができる。

3 オンラインを活用した者及び付議される事項につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席と扱う。

(議案の提出)

第8条 教育研究審議会への議案の提出は、学長が行う。

(委員以外の者の出席)

第9条 議長は、審議事項に関する説明又は意見を聴くため、必要に応じて委員以外の者を出席させることができる。

(議事録)

第10条 議長は、教育研究審議会を開催したときは、議事録を作成しなければならない。

(事務)

第11条 教育研究審議会に関する事務は、大学事務局教務課において処理する。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、教育研究審議会の議事及び運営に関し必要な事項は、学長が教育研究審議会に諮って定める。

(規則の改廃)

第13条 この規則の改廃は、公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学理事会の議決を経て行うものとする。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。